

## 日本血栓止血学会定款施行細則

平成 21 年 6 月 6 日	制定
平成 21 年 11 月 28 日	改訂
平成 24 年 1 月 7 日	改訂
平成 24 年 6 月 7 日	改訂
平成 24 年 9 月 21 日	改訂
平成 25 年 5 月 30 日	改訂
平成 27 年 1 月 17 日	改訂

### (趣旨)

第1条 この細則は、定款運用のために必要な事項を規定し、円滑な学会活動を推進することを目的とする。

### (入会)

第2条 本会に入会を希望するものは、所定の入会申込書に必要事項を記入し本規程第3条に規定する会費を添えて本会事務局に申し込むこととする。

2 定款施行細則第3条に規定する学生として入会を希望するものは、前項の入会申込書の提出の際に、在学証明書の元本1通を必要とする。

### (会費)

第3条 会員はそれぞれ次の年会費を納付しなければならない。

- 1) 正会員 12,000 円 但し学生は 5,000 円
- 2) 賛助会員 100,000 円 (1 口)

### (選挙管理委員会)

第4条 代議員選挙の執行管理は選挙管理委員会が行う。

第5条 理事長は理事会の承認を得て、正会員のなかから選挙管理委員長及び若干名の選挙管理委員を委嘱する。

### (代議員選挙)

第6条 この選挙は、選挙管理委員会がこれを管理する。

第7条 選挙への立候補を希望する正会員は、別に定める代議員選挙立候補届

出書とともに本会指定履歴書及び業績目録を、選挙実施の告示が行わ  
れた時点から 2 週間以内に選挙管理委員会に提出し、選挙管理委員会  
による資格審査を経て、代議員候補者となる。

第 8 条 代議員候補者に対する信任投票の形で施行する。

第 9 条 この選挙の開票は、選挙管理委員長が立ち会いの下で行い、選挙管理委  
員がこれを補佐する。

第 10 条 開票の結果、投票者数の過半数の信任を得た者を当選者とする。

#### (理事会による候補者の推薦)

第 11 条 代議員候補者数が定款第 6 条 2 で定める代議員数に不足する場合は、  
理事会は当該代議員候補者を推薦することができる。当面、理事会推  
薦基準は日本血栓止血学会会則評議員選定基準に準ずる。

#### (名誉会員及び功労会員)

第 12 条 名誉会員：名譽会員は、原則として理事または学術集会会長の経験  
者で 65 歳を越えたものから理事会で選任することができる。

第 13 条 功労会員：功労会員は、原則として代議員の経験者で 65 歳を越えた  
ものから理事会で選任することができる。

第 14 条 名誉会員および功労会員は社員総会に出席し、意見を述べることがで  
きるが、議決権はない。なお、会費は免除する。

#### (名誉理事長及び顧問)

第 15 条 名誉理事長および顧問の会費は免除する。

#### (賛助会員)

第 16 条 賛助会員には次の権利がある。

- (1) 本会の発行する学会誌その他の学術刊行物の配布を受けること。
- (2) 本会の社員総会議事の要領及び議決した事項について、会告にて通知を  
うけること。
- (3) 本会ホームページの会員限定ページを閲覧すること。

#### (社員総会)

第 17 条 社員総会開催時期は学術集会開催時期とかかわりなく、毎年 6 月末までに開催する。

第 18 条 議決時に賛否同数の場合は議長の決するところによる。

第 19 条 社員総会において議決権行使書（郵便）で議決権を行使することが出来る。

#### （理事会）

第 20 条 定時理事会は年 4 回理事長が招集する。

第 21 条 監事、学術集会会長、編集委員長、運営委員会委員は、理事会に出席し、意見を述べることが出来る。

第 22 条 臨時理事会は次の規定に従う

- (1) 理事長が必要と認めたときは、臨時理事会を招集することが出来る。
- (2) 緊急を要するときは、電子メール審議により理事会決議に代えることが出来る。
- (3) 理事は、臨時理事会の招集の必要を認めたときは、会議の目的となる事項を記載した書面を理事長に提出して、臨時理事会の招集を請求することができる。

#### （学術集会）

第 23 条 会長は 2 名以上の代議員の推薦に基づき、代議員の中から理事会で選任する。

第 24 条 次々期会長選考は学術集会 4 年前に告示し、3 年前に選任する。

第 25 条 会長は年 1 回の定時学術集会を主催する。開催地、会場、期日に関しては会長一任とする。プログラムは学術集会企画委員会と共同して編成する。

第 26 条 会長の任期は前学術集会終了の翌日から、その会長の主催する学術集会終了の日までとする。

#### （委員会）

第 27 条 本会は、その事業の円滑な実施を図るため、理事会の諮問機関として、各種委員会を設置することができる。

第 28 条 委員会は次の各項の規定に従う。

- (1) 委員会の設置及び解散は理事会の議決による。
- (2) 各委員会の委員長及び委員は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。委員長及び委員の任期は 2 年とするが、再任は妨げない。但し、編集委員、学術奨励賞選考委員の任期は 3 年とし、再任は妨げない。
- (3) 理事会の命を受けた各種業務を、理事会の議決により定められた委員会内規に従い遂行する。

第 29 条 あり方委員会、倫理委員会、COI 委員会、財務委員会、運営委員会（庶務担当委員、涉外担当委員、広報担当委員、会計担当委員各 1 名よりなる）、編集委員会、学術集会企画委員会、学術推進委員会、学術標準化委員会、学術奨励賞選考委員会、学会認定制度検討委員会、学会振興委員会（教育プロジェクト、APSTH）、保険診療委員会、選挙管理委員会を常置し、要時、診断基準作成委員会・治療ガイドライン作成委員会を設置する。更に必要な場合は、前項規定に従って、各種委員会を設置することができる。

（事務局）

第 30 条 本会の事務局を東京都文京区音羽 1-15-12 アルス音羽 707 号室におく。

第 31 条 本会の事務局は会員名簿、代議員名簿及び役員名簿の作成並びに整理、会費納入業務、助成金出納業務、各種会計と学会運営に必要な事務を理事長の指示に基づき行う。